

瀬戸市勤労青少年ホームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第15号

瀬戸市勤労青少年ホームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市勤労青少年ホームの設置および管理に関する条例（昭和48年瀬戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、勤労青少年ホームの設置および管理に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、 <u>勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条に規定する勤労青少年ホームの設置および管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。